



おりお安心ネット通信

～地域との協働による犯罪・事故の起きにくい社会づくり～

折尾警察署

☎ 093(691)0110

令和3年5月10日第20号



守りましょう！ 自転車安全利用五則

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外



道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

② 車道は左側を通行



対向車等と衝突する危険性が高まります。自転車は、車道の左側（車道通行者のない道路では左側端）を通行しなければなりません。

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



上記の標識*などにより歩道通行が認められる場合でも、車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げることとなる場合は一時停止しなければなりません。

④ 安全ルールを守る

⑤ 子どもはヘルメットを着用



次の運転も危険です。絶対にやめましょう！

「ながら」運転

横断歩道上の歩行者妨害

こちらも忘れなく！

※ 鹿児島県で自転車保険への加入が義務化（令和2年10月～）